

平成 25 年度定例監査の結果報告（第 3 回）について

概 要 版

1 定例監査の実施機関数

平成 25 年度監査実施計画に基づき、県の機関 28 機関及び財政的援助団体 22 団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果の概要（平成 26 年 1 月 31 日、2 月 17 日及び 3 月 5 日決定分）

（1）機関別監査結果

○ 監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項 61 件、意見 8 件、付記 18 件である。

区 分		監査実施機関（団体）数		監査結果			
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	意 見	付 記	合計
県の機関	知事部局等	21	15	23	5	13	41
	教育委員会	4	4	17	2	1	20
	警察本部	3	1	1	0	0	1
	小 計	28	20	41	7	14	62
財政的援助団体等	出資等団体	8	6	13	0	4	17
	補助金交付団体	10	5	7	1	0	8
	公の施設の指定管理者	4	0	0	0	0	0
	小 計	22	11	20	1	4	25
合 計		50	31	61	8	18	87

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある

（参 考）平成 24 年度の同時期の監査結果の概要

区 分	監査実施機関（団体）数	指摘事項	意 見	付 記	計
県の機関	27	45	5	16	66
財政的援助団体等	29	23	9	11	43
合 計	56	68	14	27	109

（2）性質別監査結果 ※（ ）内は、平成 24 年度の同時期の監査結果の件数（56 機関分）

	内 容	指摘	意見	付記	計
県の機関	収入（県税、使用料及び手数料の徴収事務など）	11（8）	0（0）	1（2）	12（10）
	支出（委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など）	14（26）	4（1）	1（0）	19（27）
	財産（行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など）	10（10）	2（0）	3（4）	15（14）
	工事（工事や補償に係る事務など）	5（1）	1（0）	0（0）	6（1）
	その他（県機関における事務処理体制など）	1（0）	0（4）	9（10）	10（14）
小 計		41（45）	7（5）	14（16）	62（66）
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0（0）	0（2）	3（3）	3（5）
	会計処理全般に係るもの	1（1）	0（2）	0（1）	1（4）
	資産・負債関係に係るもの	4（0）	0（1）	0（0）	4（1）
	収入（収益）・支出（費用）に係るもの	12（12）	0（0）	1（1）	13（13）
	補助金等に係るもの	2（2）	0（3）	0（0）	2（5）
	公の施設管理等に係るもの	0（3）	0（1）	0（3）	0（7）
	その他（決算書類、税務関係等）に係るもの	1（5）	1（0）	0（3）	2（8）
小 計		20（23）	1（9）	4（11）	25（43）
合 計		61（68）	8（14）	18（27）	87（109）

3 主な指摘事項等の内容

(1) 補助金の実績報告に誤りのあったものについて（指摘事項）

【広島県高等学校体育連盟】

(本文 P.77)

【指摘事項】 補助金の実績報告について

補助金の実績報告について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

補助金名	高校生全国大会派遣費補助事業補助金（平成24年度）
内 容	補助対象経費の算定基礎となる全国大会に参加する生徒の人数、宿泊費単価の一部を誤って算定し実績報告を行ったため、県からの交付額が過大となっていた。

ア 指摘事項の趣旨

この補助金は、全国大会（全国高校総体等）に参加する生徒に必要な宿泊費と交通費の一部について、県から広島県高等学校体育連盟に補助金を交付し、広島県高等学校体育連盟が各学校に対して交付するものであるが、補助金の算定基礎となる生徒の人数及び宿泊費の単価の一部を誤って県に実績報告していたため、県からの交付額が過大になっていたものである。

イ 監査で判明した事項

実績報告に添付されていた学校ごとの派遣費の一覧表を確認したところ、2校について、次表のとおり誤りがあった。

(単位：人，円)

学校	区分	単価/人 a	補助金単価(※) $b = a \times 0.15$	生徒数 c	補助金合計 $b \times c$	備考
A校	実績報告書 (A)	76,255	11,438	4	45,752	補助金の単価に誤りがあった。
	正当額 (B)	78,985	11,847	4	47,388	
	補助金超過交付額(A) - (B)				-1,636	
B校	実績報告書 (C)	93,328	13,999	3	41,997	人数に誤りがあった
	正当額 (D)	93,328	13,999	2	27,998	
	補助金超過交付額(C) - (D)				13,999	

(※) 当該補助金の交付は事業費の15/100を上限とする。

(2) 緊急時における指揮命令系統の確保について（付記）

【西部総務事務所，東部総務事務所及び北部総務事務所】（本文 P. 7, P. 8, P. 9）

緊急時における指揮命令系統の確保について（一部原文を改変している。）

地域危機管理監（総務事務所（支所）長）は、管内の危機管理を総括しているが、地震等事前に予知できない災害が発生した場合においては、交通遮断により指揮命令系統が確保できない事態も想定されるところである。このような場合においても、地域危機管理監としての機能が果たせるよう、あらかじめ本庁等関係機関とシミュレーションを行うなど対応策等について検討していただきたい。

- 交通遮断により事務所に勤務している職員以外の職員が参集するなど、指揮命令系統の混乱も想定されるため（西部総務事務所）
- 福山庁舎に所在する9機関のうち6機関の長が長距離・長時間通勤であることから、地域危機管理監としての機能が果たせないおそれがあるため（東部総務事務所）
- 幹部職員の中には長距離・長時間通勤者もいることから、地域危機管理監としての機能が果たせないおそれがあるため（北部総務事務所）

ア 付記の趣旨（広島県災害対策及び危機対策各支部運営要領参照）

地域危機管理監※（総務事務所（支所）長）は、所管区域内で危機が発生又は発生するおそれのある場合、各機関と連携して、その状況により「注意体制」「警戒体制」「非常体制」の3体制に区分して対処するとともに、「非常体制」においては、災害対策支部等を設置し、支部長として支部管内の危機管理を総括することとされている。

しかしながら、各地方機関においては各機関の長等幹部職員が長距離・長時間通勤が多いことなどから、災害発生時の交通遮断により、その機能が十分果たされないおそれがある。このことから、日常的に本庁等関係機関と連携して、その状況を踏まえたシミュレーションを行うなど対応策等の検討を求めたものである。

※地域危機管理監

地域危機管理監は、総務事務所（支所）長をもって充て、管内の危機管理を総括する。災害対策支部又は危機対策支部を設置した時は、支部長として支部管内における危機管理を総括する。

(3) 評価制度の導入について（付記）

【県立技術短期大学校，県立広島高等技術専門校】（本文 P. 23, P. 24）

評価制度の導入について

県立技術短期大学校については，平成23年度以降入校者の定員割れが続いている。同校は，職業能力開発促進法に定める職業能力開発短期大学校であり，学校教育法のように，自己評価や学校関係者評価の実施を義務付ける法令等の規定がないことから，こうした評価は実施されていないが，学校運営の改善を図り，同校の取組や成果を発信するため，その導入について検討していただきたい。（県立技術短期大学校）

※ 県立広島高等技術専門校にも同様の付記を行っている。

ア 付記の趣旨

学校教育法では，学校は，学校における課題等を把握し，組織的・継続的に学校運営の改善を図ることにより，その教育水準の向上を図ることを目的として，学校評価（自己評価・外部評価）を実施することとされており，この規定は専修学校※にも準用されている（学校教育法第133条）。しかしながら，県立技術短期大学校や県立高等技術専門校は，設置根拠が職業能力開発促進法であることから専修学校には該当せず，同様の取組は実施されていない。入校者の定員割れも続いていることから，学校運営の改善を図り，同校の取組や成果を発信するために評価制度の導入の検討を求めたものである。

※ 専修学校（学校教育法第124条）…職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し，又は教養の向上を図ることを目的に組織的な教育を行うもの（都道府県知事が認可）

イ 参考

(ア) 県立技術短期大学校の年度別入校者数及び修了者の就職率の状況

※平成21年4月1日開校

・ 入校者数

(単位：人)

科名	定員	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
生産技術科	20	12	20	15	12	14
制御技術科	20	17	20	9	12	21
合計	40	29	40	24	24	35

・ 修了者の就職率

(単位：%)

科名	21年度 入校者	22年度 入校者	23年度 入校者	24年度 入校者	25年度 入校者
生産技術科	100	100	100	—	—
制御技術科	100	100	100	—	—

(イ) 県立広島高等技術専門校の年度別入校者数及び修了者の就職率の状況

・ 入校者数

(単位：人)

科名	定員	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
電気設備科	20	20	20	19	18	14
建築インテリア科	20	21	19	12	14	12
板金加工科	20	17	20	16	15	14
合計	60	58	59	47	47	40

・ 修了者の就職率

(単位：%)

科名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
電気設備科	95.0	100.0	82.4	100.0	—
建築インテリア科	68.7	58.8	42.9	100.0	—
板金加工科	100.0	100.0	92.3	72.7	—

※ 監査調書作成時点の集計値

(4) 公社の今後の在り方について (付記)

【広島県土地開発公社】 (本文 P. 48)

公社の今後の在り方について

前回の監査結果において、多額の準備金の有効活用を含め、公社の在り方について、県と協議の上、検討していただきたい旨を付記した。公社では、これを受け、公有地先行取得事業の必要性などについて県へ提言されるなどの取組を行っているが、公社の事業は県全体の土地事業に関わる問題であり、関係部局との連携を図りながら、引き続き検討を進めていただきたい。(広島県土地開発公社)

ア 付記の趣旨

広島県土地開発公社は、平成24年度末現在、これまでの土地開発事業の売却益195億円余を準備金として保有している。

その一方、企業局が作成した資料によると、企業局の土地造成会計においては平成24年度末現在で未処理欠損金が195億円あり、さらに地方公営企業会計の見直しに伴うたな卸し資産の評価替えにより236億円の評価損が見込まれることから、今後、土地造成会計単独では企業債の償還財源が確保できなくなる状況にあるとのことである。

また、土木局が作成した資料によると、港湾特別会計臨海土地造成事業においては、平成30年度には県債償還資金が不足する見込みであり、償還が完了する平成56年度までに238億円の資金不足が発生すると見込まれている。

このような状況を踏まえて、昨年度も検討を求めているところであるが、広島県の土地造成事業について、個別の事業主体や会計の枠にとらわれず、県全体で今後の在り方について検討を求めているものである。

イ 貸借対照表 (平成24年度決算)

(単位：千円)

区 分	平成24年度
資産合計 A (B+C)	25,639,495
負債合計 B	6,077,354
正味財産 C	19,562,141
(うち基本金)	30,000
(うち準備金)	19,532,141

ウ 昨年度の付記 (前回の監査結果)

経営の効率化と公社の今後の在り方の検討について

広島県土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和48年3月に設立されたが、近年の地価の継続的な下落傾向により、公社による先行取得の意義が薄れ、公有地取得事業の金額ベースでの実績は、ピーク時の平成5年度の20分の1以下まで減少してきており、また独自事業としての土地造成事業も平成18年度から実施されていない。

このため、公社の事業利益は平成13年度から赤字が続いており、これを193億円余(平成23年度末)の準備金の資金運用で補てんしている状況にある。

公社においては、引き続き経営の効率化を進めるとともに、多額の準備金の有効活用も含め、今後の在り方について、県と協議の上、検討していただきたい。

4 監査対象機関別の監査結果について

(1) 県の機関

	知事部局等	指摘事項	意見	付記	計
1	小瀬川ダム管理事務協議会	0	0	0	0
2	西部総務事務所	3	0	2	5
3	東部総務事務所	0	0	2	2
4	北部総務事務所	1	0	2	3
5	西部県税事務所	1	0	0	1
6	東京事務所	1	2	0	3
7	県立総合技術研究所林業技術センター	0	0	0	0
8	東部厚生環境事務所・東部保健所	1	0	1	2
9	北部厚生環境事務所・北部保健所	1	0	1	2
10	北部子ども家庭センター	2	1	0	3
11	県立三次看護専門学校	5	1	1	7
12	食肉衛生検査所	0	0	0	0
13	県立広島高等技術専門学校	0	0	2	2
14	県立技術短期大学校	0	0	1	1
15	西部農林水産事務所	1	1	0	2
16	県立農業技術大学校	0	0	0	0
17	西部畜産事務所	0	0	0	0
18	西部家畜保健衛生所	0	0	0	0
19	東部建設事務所	1	0	0	1
20	北部建設事務所	3	0	0	3
21	県立広島病院	3	0	1	4
	計①	23	5	13	41

	教育委員会	指摘事項	意見	付記	計
22	福山少年自然の家	1	0	0	1
23	県立廿日市西高等学校	4	1	0	5
24	県立東高等学校	6	1	1	8
25	県立戸手高等学校	6	0	0	6
	計②	17	2	1	20

	警察本部等	指摘事項	意見	付記	計
26	音戸警察署	0	0	0	0
27	東広島警察署	1	0	0	1
28	安芸高田警察署	0	0	0	0
	計③	1	0	0	1

(2) 財政的援助団体

	出資法人	指摘事項	意見	付記	計
29	広島県土地開発公社	0	0	1	1
30	広島県道路公社	0	0	0	0
31	広島県住宅供給公社	1	0	2	3
32	(公財) ひろしま産業振興機構	2	0	0	2
33	(公財) 広島県下水道公社	0	0	0	0
34	(公財) ひろしま国際センター	2	0	0	2
35	(社福) 広島県福祉事業団	3	0	0	3
36	(株)ひろしま港湾管理センター	5	0	1	6
計④		13	0	4	17

	出資法人以外の補助団体	指摘事項	意見	付記	計
37	(社福) 平成会	3	0	0	3
38	(社福) 芸北福祉会	2	0	0	2
39	(学) 法輪学園	1	0	0	1
40	(学) A I C J 鷗州学園	0	0	0	0
41	第26回全国菓子大博覧会・広島実行委員会	0	1	0	1
42	広島県高等学校体育連盟	1	0	0	1
43	(株)エコログ・リサイクリング・ジャパン	0	0	0	0
44	安芸北森林組合	0	0	0	0
45	(公財) 広島県私立幼稚園連盟	0	0	0	0
46	広島県農業会議	0	0	0	0
計⑤		7	1	0	8

	指定管理者	指摘事項	意見	付記	計
47	(株)県民の浜	0	0	0	0
48	(一財) 野呂山観光開発公社	0	0	0	0
49	フジタビルメンテナンス(株)	0	0	0	0
50	広島県ビルメンテナンス協同組合	0	0	0	0
計⑥		0	0	0	0

総計①+②+③+④+⑤+⑥		61	8	18	87
---------------	--	----	---	----	----

【指摘事項・意見・付記の区分】

- 指摘事項：不適正であることが明らかであり，速やかに是正・改善を
求めるもの及び長期未納があるもの
 - 意見：指摘には至らないが，改善又は改善についての検討を求めるもの
 - 付記：注意喚起，問題提起及び要望をしているもの
- } 措置状況を求める
} 措置状況を求めない

5 監査結果の概要

【知事部局等】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
1	小瀬川ダム管理事務協議会	【指摘事項】 なし 【意見】 なし 【付記】 なし	
2	西部総務事務所	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 工事請負契約の事務処理について、不適正な事務処理があったもの。 （ア）請書の徴取を行っていないかったもの （イ）監督員の指定を行っていないかったもの 【意見】 なし 【付記】 ア 庁舎の有効活用の推進を求めたもの イ 緊急時における指揮命令システムの確保について求めたもの	
3	東部総務事務所	【指摘事項】 なし 【意見】 なし 【付記】 ア 庁舎の有効活用の推進を求めたもの イ 緊急時における指揮命令システムの確保について求めたもの	
4	北部総務事務所	【指摘事項】 ○ 工事請負契約の事務処理について、監督員の指定を行っていないかったもの 【意見】 なし 【付記】 ア 庁舎の有効活用の推進を求めたもの イ 緊急時における指揮命令システムの確保について求めたもの	
5	西部県税事務所	【指摘事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし 【付記】 なし	
6	東京事務所	【指摘事項】 ○ 東京事務所長が役員を務めている公益財団法人に対して、組織IDとパスワードを法人の職員に教示し、広島県行政LANWANネットワークに接続できるパソコンを使用させていたもの 【意見】 ア 使用上の根拠が不明確な状態で、執務スペースの一部を公益財団法人に使用させているもの イ 前回監査時に付記としていた契約書の収入印紙の添付漏れについて、同じ契約について添付が漏れており適正な事務処理を求めたもの 【付記】 なし	

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
7	県立総合技術研究所 林業技術センター	【指摘事項】 なし 【意見】 なし 【付記】 なし	
8	東部厚生環境事務所 所・東部保健所	【指摘事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし 【付記】 ○ がん対策の取組の推進を求めたもの	
9	北部厚生環境事務所 所・北部保健所	【指摘事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし 【付記】 ○ がん対策の取組の推進を求めたもの	
10	北部子ども家庭センター	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 郵便切手の管理について、定められた受払簿を備え付けていなかったもの 【意見】 ○ 郵便切手類の適正な管理を求めたもの 【付記】 なし	
11	県立三次看護専門学校	【指摘事項】 ア 備品出納簿に借受物品の記録を行っていないもの イ 行政財産使用許可において、許可手続が行われていなかったもの ウ 委託契約の事務処理について不適正な事務処理があったもの (ア) 予定価格が100万円以上の委託契約の締結にあたり、正当な理由なく随意契約していたもの (イ) 複数の受託者と個別に契約しているにもかかわらず、予定価格調書が合計額で作成されていたもの (ウ) 契約にあたり、見積書を徴していないもの 【意見】 ○ 個人委託している寮の管理業務及び図書整理業務について、より適正な執行のあり方の検討を求めたもの 【付記】 ○ 学校関係者評価の導入について検討を求めたもの	
12	食肉衛生検査所	【指摘事項】 なし 【意見】 なし 【付記】 なし	
13	県立広島高等技術専門学校	【指摘事項】 なし 【意見】 なし 【付記】 ア 委託訓練の実績確認に当たり、より有効な確認方法の検討を求めたもの イ 評価制度の導入の検討を求めたもの	

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
14	県立技術短期大学校	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 ○ 評価制度の導入の検討を求めたもの	
15	西部農林水産事務所	【指摘事項】 ○ 公園使用料の算定単価を誤り、本来の使用料の額より少なく徴収していたもの 【意 見】 ○ 工事請負契約の事務処理について、当初契約時の予定工期が標準工期より著しく短く設定されていたもの 【付 記】 なし	
16	県立農業技術大学校	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
17	西部畜産事務所	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
18	西部家畜保健衛生所	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
19	東部建設事務所	【指摘事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
20	北部建設事務所	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 車両点検に係る事務処理について、複数者から見積を徴すべきところ、1者からしか徴していなかったもの ウ 工事請負契約の事務処理について、工事写真（電子媒体）が提出されていないにもかかわらず、完成通知書を受理していたもの 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
21	県立広島病院	【指摘事項】 ア 長期未収（過年度分）があったもの イ 委託契約の事務処理について、受託者から提出を受けるべき書類の提出を受けていなかったもの ウ 作成すべき検査調書の作成を行っていなかったもの 【意 見】 なし 【付 記】 ○ 診療科別等のセグメント情報の設定について検討を求めたもの	

【教育委員会】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
22	福山少年自然の家	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託契約の履行確認にあたり，支出証拠書類による確認を行っておらず，履行確認が不十分だったもの <p>【意見】なし</p> <p>【付記】なし</p>	
23	県立廿日市西高等学校	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 借受物品について備品出納簿による管理をしていなかったもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 借受期間の満了に伴う返還や新規借受の記録をしていなかったもの (イ) 借受期間の延長を記録していなかったもの イ 行政財産使用許可において，許可手続が行われていなかったもの ウ 工事検査において，検査結果の通知を行っていなかったもの <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎の修繕に係る支出科目について，より適切な支出科目とすべきであったもの <p>【付記】なし</p>	
24	県立東高等学校	<p>【指摘事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約の事務処理に誤りがあるもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 契約書に添付すべき書類が添付されていなかったもの (イ) 受託者から提出を受けるべき書類の提出を受けていなかったもの ウ 物品購入における事務処理が不適正だったもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学校で保管されている納品書及び請求書の日付が，納入業者の帳簿等と大きく相違しているものがあり，その中に日付が空欄で学校に提出されたものが見受けられ，学校で日付を記載したと推測されるものが複数あったもの (イ) 学校に保管されている請求書の日付が納入業者の帳簿等と大きく相違し，納入業者の帳簿等による請求日では，法律に基づく支払期限である請求日から15日以内に対価が支払われていないもの (ウ) 規則等で定められた手続を行うことなく，物品の納入後に契約手続を行い，その一部について，複数回にわたって納品された物品を，事後に一括発注・納品したとして事務処理が行われていたもの <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品購入の事務処理の厳正化を求めたもの <p>【付記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 債権管理に関する取組の強化を求めたもの 	

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
25	県立戸手高等学校	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 購入した備品について、備品出納簿に記録していなかったもの ウ 普通財産の貸付更新の事務処理に誤りがあったもの (ア) 更新満了日の30日前までに受理する必要にあった申請書を当該更新期日の初日に受理していたもの (イ) 行政財産の使用許可更新の様式で提出された申請書を受理していたもの (ウ) 規程で認められている貸付期間を超えて貸付の更新を承認していたもの エ 納品の日付が記載されていない納品書を受領していたもの 【意見】 なし 【付記】 なし	

【警察本部】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
26	音戸警察署	【指摘事項】 なし 【意見】 なし 【付記】 なし	
27	東広島警察署	【指摘事項】 ○ 業務開始前に提出することとなっている業務計画書について、業務開始から半年後に提出されていたもの 【意見】 なし 【付記】 なし	
28	安芸高田警察署	【指摘事項】 なし 【意見】 なし 【付記】 なし	

【出資法人】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
29	広島県土地開発公社	【指摘事項】なし 【意見】なし 【付記】 ○ 公社の今後の在り方について、引き続き検討を求めたもの	
30	広島県道路公社	【指摘事項】なし 【意見】なし 【付記】なし	
31	広島県住宅供給公社	【指摘事項】 ○ 長期未納（滞納繰越分）があったもの 【意見】なし 【付記】 ア グリューネン入野の販売促進の取組の強化を求めたもの イ ケア付き高齢者住宅「サニーコート広島」の入居促進の取組の強化を求めたもの	
32	(公財) ひろしま産業振興機構	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 現金の残高と現金出納簿の数字が一致していなかったもの 【意見】なし 【付記】なし	
33	(公財) 広島県下水道公社	【指摘事項】なし 【意見】なし 【付記】なし	
34	(公財) ひろしま国際センター	【指摘事項】 ア 委託契約の事務処理について、指名競争で契約を行うとしていたものについて、十分なチェックが行われることなく、随意契約で契約を行っていたもの イ 財務諸表に対する注記の表示が適切でなかったもの 【意見】なし 【付記】なし	
35	(社福) 広島県福祉事業団	【指摘事項】 ア 長期未収（過年度分）があったもの イ 業務委託の事務処理について、契約書では再委託を禁止している業務について、実際には再委託が行われていたもの ウ 物品修繕の契約に係る総勘定元帳と発注決裁書の金額が一致していなかったもの 【意見】なし 【付記】なし	

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
36	榊ひろしま港湾管理センター	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 委託契約において、不適正な事務処理が行われていたもの</p> <p>(ア) 契約書で定める再委託の手続が行われていなかったもの</p> <p>(イ) 出来形検査の結果を請負人に通知していなかったもの</p> <p>(ウ) 出来形検査により算定した支払可能金額よりも多額の部分払を行っていたもの</p> <p>イ 発注者が行うべき建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条第1項の届出を受注者に委任して行わせていたもの</p> <p>ウ 工事請負契約において、契約保証を免除する理由を整理せずに契約保証を免除していたもの</p> <p>【意見】 なし</p> <p>【付記】</p> <p>○ 工事請負契約における低入札価格調査制度に係る条項の追加の検討を求めたもの</p>	

【補助団体】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
37	(社福) 平成会	<p>【指摘事項】</p> <p>工事請負契約において次のとおり不適正な事務処理が行われていたもの</p> <p>ア 変更契約において、契約書に建設工事に係る再資源化に関する記載をしていなかったもの</p> <p>イ 指名競争入札の業者選定について、入札参加要件を満たさない業種別年間平均完成工事高が請負対象設計金額を下回る業者を選定していたもの</p> <p>ウ 発注者から受注者に通知すべき監理業務担当者の氏名の通知が行われていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p> <p>【付記】 なし</p>	
38	(社福) 芸北福祉会	<p>【指摘事項】</p> <p>工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に係る手続き等が行われていなかったもの</p> <p>ア 発注者から分別解体等の計画等の届出が行われていなかったもの</p> <p>イ 契約書に、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等が明記されていなかったもの</p> <p>【意見】 なし</p> <p>【付記】 なし</p>	
39	(学) 法輪学園	<p>【指摘事項】</p> <p>○ 補助金の実績報告において、補助金の確定額に影響はないものの、補助対象外経費を補助対象経費として計上していたもの</p> <p>【意見】 なし</p> <p>【付記】 なし</p>	

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
40	(学) A I C J 鷗州学 園	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
41	第26回全国菓子大博 覧会・広島実行委員会	【指摘事項】 なし 【意 見】 ○ 入場券類の保存等について、実行委員会の会計規程 に明確に規定する必要があったもの 【付 記】 なし	
42	広島県高等学校体育 連盟	【指摘事項】 ○ 補助金の実績報告書の補助対象経費に誤りがあつ たもの 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
43	(株)エコログ・リサイク リング・ジャパン	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
44	安芸北森林組合	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
45	(公財) 広島県私立幼 稚園連盟	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
46	広島県農業会議	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	

【指定管理者】

	機 関 名	指摘事項・意見・付記	備 考
47	(株)県民の浜	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
48	(一財) 野呂山観光 開発公社	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
49	フジタビルメンテナ ンス(株)	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	
50	広島県ビルメンテナ ンス協同組合	【指摘事項】 なし 【意 見】 なし 【付 記】 なし	